

## NAFTA 再交渉の日程について

1 ライトハイザー米通商代表は、5月18日、ハッチ上院議長代行、ライアン下院議長及びペロシ下院民主党院内総務に対して、次のとおり NAFTA 再交渉の通知を行った。

トランプ政権は、来年7月のメキシコの大統領選、11月の米国の中間選挙を念頭に置いて早期決着を目指してきたが、ライトハイザー米通商代表の議会の承認手続きが大幅に遅れ、NAFTA 再交渉の議会通知もずれ込んだので、交渉日程は極めて窮屈なものになっている。

2017年5月18日

オーリン・ハッチ上院議長代行  
104 ハート政府庁舎  
ワシントン DC20510

親愛なるオーリン・ハッチ上院議員

2015年超党派議会の貿易優先事項及び説明責任法(以下「貿易優先事項及び説明責任法」という。)第105条(a)(1)(A)の規定に基づき、及びに大統領によって私に委任された権限により、私は、**大統領が北米自由貿易協定 (NAFTA)の現代化に関して、カナダ及びメキシコと交渉を開始する意図があることを議会に通知することを嬉しく思う。**我々は、交渉方針が貿易優先事項及び説明責任法第102条で述べられている議会の優先事項及び目標と整合性が取れるようにするため、我々の交渉方針の検討を進める際に議会と緊密に協議することとしている。我々は、**できるだけ速やかに、この通知の日から早くとも90日後にカナダ及びメキシコと交渉を開始する意図がある。**

米国は、NAFTAの下での米国の機会を改善することによって、米国におけるより賃金の高い雇用を下支えし、米国経済を成長させようと努力することとしている。我々のこの交渉の具体的な目標は、貿易優先事項及び説明責任法第102条の議会で設定された具体的な目標を遵守している。

特に、我々は、NAFTAが25年前に交渉されたものであるが、我が国の経済とビジネスがこの間に大幅に変化しているにもかかわらず、NAFTAが修正されていないことに注目している。多くの章は時代遅れで、現在の基準を反映していない。例えば、デジタル貿易は、NAFTAが施行されたときは、その揺籃期にあった。加えて、我々の目的は、貿易優先事項及び説明責任法の交渉目標と整合性を取って、**NAFTAが知的財産、規制の実施、国有企業、サービス、通関手続き、衛生植物検疫措置、労働、環境及び中小企業に対処するには新しい規律を含めるために現代化されなければならない**ということである。更に、我が国

の通商協定の下で貿易相手国によって行われた約束の効果的な実施及び拘束性のある執行は、これらの協定の成功にとって欠かすことができないものであり、NAFTAにおいても改善されるべきである。

議会と密接に協力し、貿易優先事項及び説明責任法の要求に従いつつ、我々は、引き続き、NAFTAの構成要素を吟味し、並びに進展しつつあるグローバル経済の中における米国の消費者、企業、農業者、畜産業者及び労働者が直面している諸課題に対処するため、**適切であれば、米国のアプローチをアップデートすること**としている。

大統領が2月2日にこのプロセスを開始するために議会指導者を招いて以来、政権幹部は、議会と接触し、これらの問題に関する考え方を受け入れるよう要請してきた。我々は、NAFTAの現代化の提案に関して、上院財政委員会、下院歳入委員会、その他の関係委員会、下院交渉助言グループ及び上院交渉助言グループの議員並びにその他の議員と最初の協議を行った。我々は、貿易諮問委員会とも最初の協議を行った。

我々は、法に基づき議会によって定められた貿易優先事項及び交渉目標に適合しつつ、タイムリーかつ、米国の消費者、企業、農業者、畜産業者及び労働者の利益となる実質的な成果を得て、これらの交渉を締結することを約束している。我々は、NAFTA諸国との交渉が開始する際には議会と協力することを引き続き楽しみにしており、及びにこのプロセスを通じて緊密かつ透明性を持って議会と協力することを約束する。

2 1の通知文書は、「2015年超党派議会の貿易優先事項及び説明責任法」第105条(a)(1)(A)が要求している3つの項目に関して、次のとおり説明している。

- ①トランプ大統領が交渉に入る意図：北米自由貿易協定（NAFTA）の現代化に関して、カナダ及びメキシコと交渉を開始する意図がある。
- ②交渉を開始しようとする期日：できるだけ速やかに、この通知の日から早くとも90日後にカナダ及びメキシコと交渉を開始する意図がある。
- ③交渉の目的及び大統領が協定又は既存の協定修正を追求しようとしているのかを明らかにすること：「北米自由貿易協定（NAFTA）の現代化」で、既存協定の修正であることを明確にしている。

3 この通知により、NAFTA加盟3か国の枠組みを維持しながら交渉していくというトランプ政権の方針が明らかとなったが、交渉が米国の思惑通りに進まない場合は、米加、米墨、加墨の2国間交渉に移行する可能性は未だ残っている。

NAFTA再交渉の最短日程については、同法第105条(a)(1)(D)の「交渉に関する特別な目標の詳細かつ包括的な要旨並びに協定が成功裏に締結できれば、どのようにしてこれらの目標を前進させ、及び米国の恩恵となるかに関する記述を米通商代表部の公に利用し得るインターネットのウェブサイト公表し、並びにそれ以降は定期的に更新」する手続きが7月17日に開始すれば、8月16日に

は NAFTA 再交渉の開始が可能となる。

4 1994年に発効した NAFTA の下で最も成果のあった分野として、農業のほか、鉱工業では自動車、医療用機器、エネルギー等が挙げられている。

今回の議会通知文書は、3月22日の8ページの第一次草案と比較して極めて簡略化されており、「NAFTA が 25 年前に交渉されたものであるが、我が国の経済とビジネスがこの間に大幅に変化しているにもかかわらず、NAFTA が修正されていないことに注目している。多くの章は時代遅れで、現在の基準を反映していない」として、「NAFTA の現代化」を再交渉のキーワードにしている。具体的なルール交渉については、「知的財産、規制の実施、国有企業、サービス、通関手続き、衛生植物検疫措置、労働、環境及び中小企業に対処するには新しい規律を含めるために現代化されなければならない」としており、第一次草案に盛り込まれていた、税制における競争条件の平準化、原産地規則、政府調達、投資等が抜け落ちている。7月17日までの議会や利害関係者との協議過程で、早期決着を目指してどのように調整するのか、離脱した TPP の規律や市場アクセスをどの程度まで反映させるのか、又は TPP 以上の TPP プラスを目指すのか等について注目していく必要がある。

農業については、乳業団体がカナダの供給管理制度で輸入が規制されている乳製品の輸出増を要求しているのを除いて、ほとんどの農業団体は、NAFTA の現在のスキームの維持を強く要求している。メキシコの米国産トウモロコシの輸入の一部をアルゼンチン、ブラジル、カナダに振り替える動きなど、農業以外の分野における議論によって農業が何らかの悪影響を受けるのではないかと警戒している。

なお TPP の市場アクセスでは、カナダは、全参加国向けにバター、牛乳、チーズ、ヨーグルト、ホエイパウダー等について新しい関税割当を設定したが、牛乳、ヨーグルト、ホエイパウダー等についてはもっぱら米国を念頭に置いた措置である。

2017年3月22日 A

草案

米通商代表部

ワシントン DC20510/20515

親愛なる上院議員/下院議長

2015年超党派議会の貿易優先事項及び説明責任法第105条(a)(1)(A)の規定に基づき、及びに大統領によって私に委任された権限により、私は、大統領が北米自由貿易協定

(NAFTA) 及びその基本設計概念に関する交渉を開始する意図があることを議会に通知することを嬉しく思う。

【以下略】

米国は、特に市場アクセスに関して NAFTA の下での米国の権利及び義務を維持する意図がある。現時点では交渉成果の最終的な成果がどのような姿となるのかを述べるのは早すぎるが、我々の交渉の特別な目的は以下のとおりである。

*物品貿易*

- ・ NAFTA 諸国と米国との間の現在の市場アクセスを可能な限り広範なベースで維持し、及びに拡大するよう要求するとともに、米国の輸入センシティブに対応しつつ、世界的なバリューチェーンの利用等を通じて、米国の物品輸出の競争的な輸出機会を改善するよう要求すること
- ・ 許可及び免許の障壁並びにその他の制限的な措置等の米国輸出に対する非関税障壁を撤廃するよう要求すること
- ・ 米国の繊維・衣料品の NAFTA 諸国への相互アクセスを完全に維持するとともに、米国の輸入センシティブに対応しつつ、米国の繊維・衣料品輸出の競争的な輸出機会を改善するよう要求すること
- ・ 税制における競争条件を平準化するよう要求すること

*農業及び衛生植物検疫 (SPS) 措置*

- ・ 許可及び免許の障壁、制限的な関税割当の管理、バイオテクノロジー等の新しい米国の技術に影響を及ぼす貿易制限並びにその他の措置等、米国の農業輸出に対する非関税障壁を削減し、又は撤廃するよう要求すること
- ・ 善意の食料援助を供与する権利を維持し、並びに米国の農業市場開発及び輸出信用プログラムを保持しつつ、全ての農産物輸出補助金を撤廃する約束を維持すること
- ・ 断固とした SPS 措置等を通じて農産物に対するより開かれ、かつ平等な市場アクセスを確保し、及びに科学に基づかない SPS の制限を全て撤廃するよう要求すること
- ・ 米国と NAFTA 諸国の検疫当局間の協力を強化するよう要求すること

*原産地規則*

- ・ 協定が米国における生産及び雇用、これらのルールを適用する手続き並びに協定の特恵関税がそのような取扱いに適した物品だけに適用されるよう迂回措置に対処する規律を支える原産地規則を要求すること

*税関及び実施協力の措置* 【略】

## 貿易の技術的障害 【略】

### 知的財産 【略】

#### サービス貿易

- ・ サービス貿易のより公平で、開かれた条件を獲得し、相互の規制手続きの透明性及び予見可能性を改善し、並びに金融サービスの特別な規律及び電気通信その他適切な部門の追加的な規律を追求するために、米国のサービス業の競争的な市場機会を拡大する、NAFTA 諸国の約束を要求すること
- ・ 電気通信、金融サービス、急送便、専門職サービス等のアクセスにおける必要な改善等、市場アクセスへの包括的なアプローチを追求するとともに、必要に応じ、指定独占企業又は国有企業の活動に対処すること

#### 投資

- ・ NAFTA 諸国における米国の投資への人為的な若しくは貿易歪曲的な障壁を削減し、又は撤廃するルールを確立するよう要求すること
- ・ 米国内の NAFTA 諸国の投資家が、米国内の米国の投資家よりも投資保護に関してより大きな実質的な権利を許容されないようにしつつ、NAFTA 諸国内の米国の投資家が、米国内法の原則及び慣行の下で利用可能な権利と比肩し得る重要な権利を獲得するよう要求すること
- ・ NAFTA 諸国における自国の又はその他の外国投資家に許容されているのと同様の有利な取扱いを米国の投資家が受けられるのを保証し、並びに NAFTA 諸国における米国の投資家の組織及び活動に対する障壁に対処するよう要求すること
- ・ とりわけ根拠のない提訴を阻止し、及びに申立を排除する仕組み、仲裁人の効率的な選任及び申立の迅速な決着を保証する手続き並びに紛争解決手続きの透明性と国民の参加を保証する手続きを通じて、米国の投資家と NAFTA 諸国の間の紛争を解決する手続きを維持し、かつ改善すること

#### デジタル貿易及び国境を越えるデータ流通

- ・ NAFTA 諸国がデジタル製品に対する関税を賦課しない、又は電子的に配信される製品を不当に差別しないという約束を要求すること
- ・ NAFTA 諸国が、物品・サービスのデジタル貿易を阻害し、国境を越えるデータ流通を制限し、又は金融サービス等のデータの現地保管若しくは加工を要求する措置を実施できないこと、並びにこれらの貿易又は流通に影響を与える国内規制を実施しなければならない正当な政策目的がある場合には、何らかの国内規制が最小限の貿易制限であり、非差別的であり、かつ透明性があるとともに、開かれた市場環境を促進するという約束を獲得することを要求すること

#### 政府調達

- ・米国法及び政権の国内産品優先政策と一致するような方法で実施されるべきあるというルールを確立するよう要求すること
- ・NAFTA 諸国の政府調達市場への米国の物品、サービス及びに物品・サービス提供者への市場アクセス機会を拡大するよう要求すること

#### 透明性及び制度改革

- ・貿易及び投資制度の各 NAFTA 国の管理をより透明なものにする約束を要求するとともに、NAFTA 国が貿易及び投資に関連する措置を採用する前にタイムリーかつ意味のあるパブリックコメントを許容するルールを追求すること
- ・協議メカニズム及びその他の約束を定めるとともに、必要に応じ、透明性の一層の増大、検査及び認証における過剰性の除去、重要な規制の早期の協議、既存の規制措置の周期的な点検並びに良き規制慣行の適用等を通じて、規制慣行を改善し、及びに規制の一貫性の増大を促進するよう要求すること

#### 腐敗防止 【略】